二　給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
三　給付を受ける権利に係る申出若しくは届出の受理又はその申出若しくは届出に係る事実についての審査
四　本人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

192・193　［略］

第二条　［略］

［2～14　略］

15　法別表第二の四の二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第三十七条の二第一項、第四十四条の三の二第一項若しくは第五十条の三第一項の費用負担の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十二条第一項、第四十四条の三の三第一項若しくは第五十条の四第一項の療養費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［16～19　略］

20　法別表第二の五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十一　略］

十二　児童福祉法第三十三条の六第一項の児童自立生活援助の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答

［十三～十五　略］

［21～25　略］

26　法別表第二の五の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第九条の二第一項の相談又は同条第二項の支援の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二　母子保健法第十条の保健指導の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

三～九　［略］

十　母子保健法第二十二条第一項のこども家庭センターの事業の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［27～67　略］

第三条　［略］

［2～16　略］

17　法別表第三の五の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項、第三十七条の二第一項、第四十四条の三の二第一項若しくは第五十条の三第一項の費用負担の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

188・189　［同上］

第二条　［同上］

［2～14　同上］

15　［同上］

［一・二　同上］

三　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項若しくは第三十七条の二第一項の費用負担の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

四　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十二条第一項の療養費の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［16～19　同上］

20　［同上］

［一～十一　同上］

十二　児童福祉法第三十三条の六第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の児童自立生活援助の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答

［十三～十五　同上］

［21～25　同上］

26　［同上］

［新設］

一　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十条の保健指導の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

二～八　［同上］

九　母子保健法第二十二条第二項の母子健康包括支援センターの事業の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［27～67　同上］

第三条　［同上］

［2～16　同上］

17　［同上］

［一・二　同上］

三　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条第一項若しくは第三十七条の二第一項の費用負担の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答